第四章　雑則

（実施状況に関する報告）

第十四条　指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

一　第三条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　第五条第十一項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項

ニ　利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

二　第三条第三号又は第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

三　第三条第五号又は第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　第五条第十一項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項

ト　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

四　第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

五　第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

六　第九条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

七　第九条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、短期社債の取得の総額、件数、取得金利の下限その他の事項

八　第三条第九号に掲げる者を対象とする産法第二十四条の二第一項に規定する出資の実施状況については、損害担保取引の対象となった出資の総額、件数その他の事項

（共通事項）

第十五条　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

（改定）

第十六条　主務大臣は、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務については、東日本大震災による被害の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。

2　主務大臣は、災害等に係る事案に関する危機対応業務については、災害等による被害の状況、企業の業況の改善の状況等を踏まえ、半期ごとを目途に見直しを行うものとする。

○農林水産省告示第千五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県日光市小百字稲荷前七八五、七九六の一、七九六の二、七九七から八〇〇まで、八〇一の一、八〇一の二、八〇二、八〇三の一、八〇五、八〇六の一、八〇六の二、八〇七、字赤芝八〇八から八一二まで、八一七、八一八、八二〇から八二五まで、八二六の一、八二七から八四〇まで、八四一の一、八四三の一、八四三の二、八四四から八四六まで、八七三、字石屋九〇六から九〇八まで、九七六、九七七、九七八の一、九七八の三、九七九の一、九八九、字腰越一五六九、字金ケ嶽一五七〇の一、一五七〇の二、一五七四、一五七五、一五七七から一五八〇まで、一五八五、一五八六、二五五〇、字木戸沢一五七一、一五七三、一五八七から一五八九まで、一五九〇の一、一五九一の一、一五九一の二、一五九四の一から一五九四の三まで、一五九六から一六〇七まで、一六〇八の一、一六〇八の二、一六〇九、一六一〇、一六一一の一、一六一一の二、一六一二の一、一六一二の二、一六一三、一六二一の一、一六二一の二、一六二二の一、一六二五の一から一六二五の三まで、一六三三、一六三五の一から一六三五の三まで、一六三六、一六三九の一、一六三九の二、一六四〇の一、一六四一から一六四九まで、一六五一から一六五三まで、字日向倉二五〇三、二五三八から二五四〇まで、二五四三から二五四五まで、二五四七から二五四九まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県佐野市閑馬町字足ノ沢三三三三の一、字石堂三三四〇から三三五四まで、三三五六から三三六四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字石堂三三四一から三三四八まで・三三五四・三三六四（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び佐野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県日光市東小来川一三七〇の六、一三七二の一、一三七二の五、一三七三、一七〇七の一、一七〇七の三、一七〇七の五から一七〇七の七まで、一七〇八から一七一一まで、一七二四から一七二七まで、一七二八の一、一七二九、一七三〇、一七四〇、一七四一の一、一七四二、一七五三、一七六二から一七六五まで、一七六七まで、一七六八の一から一七六八の三まで、一七六九、一七七〇の一、一七七〇の